

101 訪問介護「自己点検一覧表」(基準)

点検年月日	
事業所名	
法人名	
点検者職氏名	
備考	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等																			
第1 基本方針	<p>指定訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものになっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。 	<p>適・否</p> <p>適・否 適・否</p>	<p>法第73条第1項 平24条例95第5条 〈平11厚令37第4条〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> 概況説明 定款、寄付行為等 運営規程 パンフレット等 																			
第2 人員に関する基準 1 訪問介護員等の員数 ※共生型訪問介護を除く。	<p>指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。</p> <p>訪問介護員等：①介護福祉士、②都道府県知事が行う介護員の養成に関する研修の修了者、③都道府県知事が指定するものが行う介護員養成研修の修了者</p> <p>常勤換算方法：（当該事業所の総従業者の1週間の勤務延時間数）÷（事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。））</p> <p>勤務延時間数：サービス提供、準備、待機時間を含む。</p> <p>「勤務日及び勤務時間が不定期な登録訪問介護員等の勤務延時間数の算定」</p> <p>イ 登録訪問介護員等によるサービス提供実績がある事業所については、登録訪問介護員等1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の過当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。</p> <p>ロ 登録訪問介護員等によるサービス提供実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録訪問介護員等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。</p> <p>なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">訪問介護員合計数</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内</td> <td>介護福祉士</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>実務者研修修了</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">訳</td> <td>初任者研修修了</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>旧介護職員基礎研修修了</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>旧訪問介護員研修1級修了</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>旧訪問介護員研修2級修了</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>生活援助従事者研修修了</td> <td>名</td> </tr> </table> <p>A 訪問介護員の28日(4週)の総勤務時間数・・・ (時間)</p> <p>B 常勤職員の1週間×4週の勤務時間・・・ (時間)</p> <p>C A/B・・・ (人) →2.5人以上</p> <p>○左記の訪問介護員について、上記による常勤換算法により算出された人数と2.5人を比較する。</p>	訪問介護員合計数		名	内	介護福祉士	名	実務者研修修了	名	訳	初任者研修修了	名	旧介護職員基礎研修修了	名	旧訪問介護員研修1級修了	名	旧訪問介護員研修2級修了	名	生活援助従事者研修修了	名	<p>適・否</p>	<p>法第74条第1項 法第8条第2項 法施行令第3条 平24条例95第6条第1項 〈平11厚令37第5条第1項〉 平11老企25第3の一の1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員勤務表 出勤簿 訪問介護記録 常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 訪問介護員養成研修修了証明書 職員履歴書 登録証（写）
訪問介護員合計数		名																					
内	介護福祉士	名																					
	実務者研修修了	名																					
訳	初任者研修修了	名																					
	旧介護職員基礎研修修了	名																					
	旧訪問介護員研修1級修了	名																					
	旧訪問介護員研修2級修了	名																					
	生活援助従事者研修修了	名																					
2 サービス提供責任者 ※共生型訪問介護を除く。	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち、利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p> <p>(ただし、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。)</p>	<p>適・否</p>	<p>平24条例95第6条第2項 平25道規則27第3条第2項 〈平11厚令37第5条第2項〉 平11老企25第3の一の1(2) の①</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員勤務表 出勤簿 訪問介護記録 利用者名簿 																			

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
	<p>(2) 指定訪問介護事業者は、(1)のサービス提供責任者の配置基準を見直し、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1名以上のサービス提供責任者を配置している場合には、次の全ての要件を満たしているか。</p> <p>① 常勤のサービス提供責任者を3人配置していること。 ② サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置していること。 ③ サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合に該当すること。</p> <p>「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」：サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、1月当たり30時間以内であること。</p> <p>「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合」：居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図れていることが必要であり、例えば、次のような取組が行われていることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること。 ・ 利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること。 ・ 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること。 <p><u>常勤</u>：当該事業所における勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。）に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、併設事業所の職務であって当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないものについては、それぞれの勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たす。</p> <p><u>専ら</u>：サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。常勤・非常勤の別は問わない。</p> <p>サービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいう。</p> <p><u>利用者の数</u>：利用者の数については前3月の平均値を用いる。この場合、前3月は毎月ごとの実利用者数の数を合算し、3で除した数。ただし、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1として計算。</p> <p><u>利用者</u>：指定訪問介護事業者が、第一号訪問事業に係る指定事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合にあっては、指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者</p>	適・否	<p>平25道規則27第3条第3項 （平11厚令37第5条第5項）</p> <p>平11老企25第3の一の1(2)の③</p> <p>平11老企25第2の2 平11老企25第3の一の1(2)の①、③、④</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供責任者の業務内容が分かる書類 ・ 勤務実績がわかる書類 ・ 常勤、非常勤職員の員数がわかる職員名簿 ・ 利用者名簿 ・ 訪問介護員養成研修修了証明書 ・ 職員履歴書 ・ 登録証（写）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。 ・ 利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することも可。 ・ 指定訪問介護事業者が、第一号訪問事業に係る指定事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員基準を満たすことをもって、条例第6条第1項から第3項まで及び道規則第1項から第3項までに規定する人員基準を満たしているものとみなすことができる。 		平25道規則27第3条第4項 (平11厚令37第5条第6項)	
	<p>(3) 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとなっているか。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）の2分の1以上に達している者でなければならない。</p> <p>イ 利用者の数が40人を越える事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者数を40で除して得られた数（小数点第1位に切り上げた数）以上とする。</p> <p>ロ イに基づき、常勤換算方法とする事業所については、次に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>a 利用者の数が40人を越え、200人以下の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1人を減じて得られる数以上</p> <p>b 利用者の数が200人を越える事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数の3分の2（1の位に切り上げた数）以上</p>	適・否	平11老企25第3の一の1(2)の②	

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等																																										
	<p>なお、(2)でサービス提供責任者の配置基準を見直し、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1名以上のサービス提供責任者を配置している場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、(3)にかかわらず、次のとおりにしてるか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者の数</th> <th>平11厚令37第5条第5項の規定の適用を受ける訪問介護事業所が置かなければならない常勤のサービス提供責任者数</th> <th>常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50人以下</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>50人超 100人以下</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>100人超 150人以下</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>150人超 200人以下</td><td>4</td><td>3</td></tr> <tr><td>200人超 250人以下</td><td>5</td><td>4</td></tr> <tr><td>250人超 300人以下</td><td>6</td><td>4</td></tr> <tr><td>300人超 350人以下</td><td>7</td><td>5</td></tr> <tr><td>350人超 400人以下</td><td>8</td><td>6</td></tr> <tr><td>400人超 450人以下</td><td>9</td><td>6</td></tr> <tr><td>450人超 500人以下</td><td>10</td><td>7</td></tr> <tr><td>500人超 550人以下</td><td>11</td><td>8</td></tr> <tr><td>550人超 600人以下</td><td>12</td><td>8</td></tr> <tr><td>600人超 650人以下</td><td>13</td><td>9</td></tr> </tbody> </table>	利用者の数	平11厚令37第5条第5項の規定の適用を受ける訪問介護事業所が置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数	50人以下	3	3	50人超 100人以下	3	3	100人超 150人以下	3	3	150人超 200人以下	4	3	200人超 250人以下	5	4	250人超 300人以下	6	4	300人超 350人以下	7	5	350人超 400人以下	8	6	400人超 450人以下	9	6	450人超 500人以下	10	7	500人超 550人以下	11	8	550人超 600人以下	12	8	600人超 650人以下	13	9	適・否	平11老企25第3の一の1(2)の③ 平11老企25別表第二	
利用者の数	平11厚令37第5条第5項の規定の適用を受ける訪問介護事業所が置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数																																												
50人以下	3	3																																												
50人超 100人以下	3	3																																												
100人超 150人以下	3	3																																												
150人超 200人以下	4	3																																												
200人超 250人以下	5	4																																												
250人超 300人以下	6	4																																												
300人超 350人以下	7	5																																												
350人超 400人以下	8	6																																												
400人超 450人以下	9	6																																												
450人超 500人以下	10	7																																												
500人超 550人以下	11	8																																												
550人超 600人以下	12	8																																												
600人超 650人以下	13	9																																												
	<p>(4) サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の職員であるか。</p> <p>イ 介護福祉士</p> <p>ロ 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による指定を受けた学校又は養成施設において、6ヶ月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者</p> <p>ハ 旧介護保険法施行規則に規定する旧介護職員基礎研修課程又は旧1級課程を修了した者</p> <p>ニ 旧2級課程を修了した者又は介護職員初任者研修課程を修了した者（旧介護職員基礎研修課程又は旧1級課程を修了した者を除く。）であつて、3年以上介護等の業務に従事したもの。なお、3年間の実務経験の要件が達成された時点と研修修了時点との前後関係は問わない。※平成31年3月31日までの経過措置</p> <p>※注意※ 上記ニの要件は、平成30年4月1日以降、サービス提供責任者の任用要件に該当しなくなるところ、平成30年3月31日時点でサービス提供責任者として従事している場合に限り、1年間の経過措置が設けられている。経過措置期間中に、該当するサービス提供責任者に介護福祉士実務者研修の受講又は介護福祉士の資格を取得するための十分な機会を与え、要件に合致するよう必要な措置を講ずること。なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、3年以上の実務経験は要件としない。</p>	適・否	平24条例95第6条第3項 平24厚劳告示第118号 平11老企25第3の一の1(2)																																											
3 管理者	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p>	適・否	平24条例95第7条 (平11厚令37第6条) 平11老企25第3の一の1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・出勤簿 ・訪問介護記録 																																										

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
	<p>管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。</p> <p>(ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p>			
第 3 設備に関する基準	(1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられているか。	適・否	法第74条第2項 平24条例95第8条第1項 〈平11厚令37第7条第1項〉	・事業所の平面図 ・設備、備品台帳
	(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。	適・否	平11老企25第3の一の2(2)	
	(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を確保しているか。 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。 指定訪問介護事業者が、第一号訪問事業に係る指定事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備基準を満たすことをもって、条例第8条第1項に規定する設備基準を満たしているものとみなすことができる。	適・否	平24条例95第8条第2項 〈平11厚令37第7条第1項〉 平11老企25第3の一の2(3) 平25道規則27第4条 〈平11厚令37第7条第2項〉	・机、椅子、電話、 手指洗浄設備等 ・レンタル契約書
第 4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適・否	法第74条第2項 平24条例95第9条 〈平11厚令37第8条〉	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 重要事項： ① 運営規程概要 ② 訪問介護員等の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況） ⑥ その他	適・否 適・否	平11老企25第3の一の3 (1)	

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
2 提供拒否の禁止	<p>指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>また、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否していないか（ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日老振第76号）の1を除く）。</p> <p>提供を拒むことのできる正当な理由とは</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③ 適切な指定訪問介護を提供することが困難である。 ④ 一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例。 <p>※④の具体的な事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「直接本人の援助」に該当しない行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者以外のもにに係る洗濯、調理、買い物、布団干し ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除 ・ 来客の応接（お茶・食事の手配等） ・ 自家用車の洗車・清掃等 2 「日常生活の援助」に該当しない行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 草むしり・花木の水やり ・ 犬の散歩等ペットの世話等 3 日常的に行われる家事の範囲を超える行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り ・ 植木の剪定等の園芸 ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第10条 〈平11厚令37第9条〉 平11老企25第3の一の3(2)</p>	<p>・ 利用申込受付簿</p> <p>・ 要介護度の分布がわかる資料</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>・ 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>平24条例95第11条 〈平11厚令37第10条〉</p>	<p>・ サービス提供依頼書</p>
4 受給資格等の確認	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>平24条例95第12条第1項 〈平11厚令37第11条第1項〉</p>	<p>・ サービス提供票</p> <p>・ 利用者に関する記録</p>
	<p>(2) 指定訪問介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>平24条例95第12条第2項 〈平11厚令37第11条第2項〉</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・ 必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	適・否	平24条例95第13条第1項 〈平11厚令37第12条第1項〉	・ 利用者に関する記録
	(2) 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適・否	平24条例95第13条第2項 〈平11厚令37第12条第2項〉	
6 心身の状況等の把握	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 ・ 利用者の状況把握の方法は、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。	適・否	平24条例95第14条 〈平11厚令37第13条〉	・ 利用者に関する記録 （・ 居宅介護支援経過） （・ サービス担当者会議の要点）
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・ 介護を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。	適・否	平24条例95第15条第1項 〈平11厚令37第14条第1項〉	・ 情報提供に関する記録
	(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・ 介護の提供の終了に当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。	適・否	平24条例95第15条第2項 〈平11厚令37第14条第2項〉	・ 指導に関する記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>「施行規則第64条第一号イ又はロに該当する利用者」とは、</p> <p>① 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。</p> <p>② その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。</p>	適・否	平24条例95第16条 〈平11厚令37第15条〉	<ul style="list-style-type: none"> ・(利用者の届出書) ・居宅サービス計画書(1)(2)
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しているか。</p> <p>(関連：17 訪問介護計画の作成)</p>	適・否	平24条例95第17条 〈平11厚令37第16条〉	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画書(1)(2) ・週間サービス計画表 ・訪問介護計画書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
10 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第18条 〈平11厚令37第17条〉</p> <p>平11老企25第3の一の3(7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画書(1)(2) ・週間サービス計画表 ・サービス提供票 ・業務マニュアル
11 身分を証する書類の携行	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような方法で指導を行っているか。 	適・否	平24条例95第19条 〈平11厚令37第18条〉	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・業務マニュアル ・研修マニュアル ・身分を証する書類
	<p>(2) 証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名の記載があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。 	適・否	平11老企25第3の一の3(8)	

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
12 サービスの提供の記録	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 ・ サービス時間帯とともに実働のサービス提供時間が記載されている場合、「利用者の声」等の特記事項が記載されている場合には、その内容を確認する。	適・否	平24条例95第20条第1項 〈平11厚令37第19条第1項〉 平11老企25第3の一の3(9) の①	・ サービス提供票、別表 ・ 居宅サービス計画書 ・ 訪問介護記録
	(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	平24条例95第20条第2項 〈平11厚令37第19条第2項〉	
13 利用料等の受領	(1) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ・ 1割相当額の支払いを受けているか。(平成27年7月31日まで) ・ 1割又は2割相当額の支払いを受けているか。(平成27年8月1日から平成30年7月31日まで) ・ 1割、2割又は3割相当の支払いを受けているか。(平成30年8月1日以降)	適・否 該当なし 適・否 該当なし	平24条例95第21条第1項 〈平11厚令37第20条第1項〉 平11老企25第3の一の3 (10)の① 法第49条の2第2項	・ サービス提供票、別表 ・ 領収証控
	(2) 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 {法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した場合} ・ 10割相当額の支払いを受けているか。	適・否 該当なし 適・否 該当なし	平24条例95第21条第2項 〈平11厚令37第20条第2項〉	・ 運営規程（利用料その他の費用の確認） ・ サービス提供票、別表 ・ 領収証控
	(3) 指定訪問介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。	適・否	平24条例95第21条第3項 〈平11厚令37第20条第3項〉	・ 重要事項説明書 ・ 運営規程（実施区域の確認） ・ 領収証控 ・ 車両運行日誌
	(4) 指定訪問介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適・否	平24条例95第21条第4項 〈平11厚令37第20条第4項〉	・ 説明文書 ・ 利用申込書 ・ 同意書

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
	(5) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護その他のサービス提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適・否	法第41条第8項	・領収証控
	(6) 指定訪問介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問介護に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ・ 領収証には費用区分を明確にしているか。 ① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ② その他の費用（個別の費用ごとの区分）	適・否	施行規則第65条	・領収証控
14 保険給付の請求のための証明書の交付	指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	平24条例95第22条 〈平11厚令37第21条〉	・サービス提供証明書（控） （介護給付費明細書代用可）
15 指定訪問介護の基本取扱方針	(1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。 ・ 利用者の希望、心身の状況、その置かれている環境等の把握を行い、当該希望等を訪問介護計画上に位置づけた介護としているか。(6, 16(4), 17(1)と関連) ・ 訪問介護計画の標準的な時間区分と実働サービス提供時間の状況（同サービス提供時間が標準的な時間区分の下限に近いケースに偏っていないか）、サービス提供時に必要となった事項に係る対応状況（利用者の希望や苦情があった場合の対応、病状変化があった場合の対応、不適正な生活援助を求められた場合の対応等）の把握等、介護の実施状況に係る管理を一元的に行い、適切な介護サービス提供の確保に努めているか。(12, 16(4), 20, 21(1), 30と関連) ・ 訪問介護サービスを提供した際、当該サービス内容等について、利用者には十分説明を行い、利用者の確認を得ているか。(12, 16(2)と関連)	適・否 適・否 適・否	平24条例95第23条第1項 〈平11厚令37第22条第1項〉	・訪問介護計画書 ・訪問介護記録 ・サービス提供記録 ・苦情に関する記録 ・利用者に関する記録
	(2) 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	平24条例95第23条第2項 〈平11厚令37第22条第2項〉 法第73条1項	・訪問介護計画書 ・評価を実施した記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
16 指定訪問介護の具体的取扱方針	(1) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。	適・否	平24条例95第24条第1号 〈平11厚令37第23条第1号〉	・訪問介護計画書
	(2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否	平24条例95第24条第2号 〈平11厚令37第23条第2号〉	・使用しているパンフレット等
	(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ・ 常に新しい技術を習得する等、研鑽を行っているか。	適・否 適・否	平24条例95第24条第3号 〈平11厚令37第23条第3号〉	・研修参加状況等が分かる書類
	(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	適・否	平24条例95第24条第4号 〈平11厚令37第23条第4号〉	・訪問介護計画書 ・利用者に関する記録 ・相談・助言を記録した書類等
17 訪問介護計画の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しているか。 ・ 計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にしているか。 ・ 訪問介護計画書には、担当する訪問介護員等の氏名、サービスの具体的内容、所要時間、日程等が記載されているか。	適・否 適・否 適・否	平24条例95第25条第1項 〈平11厚令37第24条第1項〉 平11老企25第3の1の3 (13)の①	・訪問介護計画書
	(2) 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 なお、訪問介護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適・否 適・否	平24条例95第25条第2項 〈平11厚令37第24条第2項〉 平11老企25第3の1の3 (13)の②	・居宅サービス計画書
	(3) サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	適・否 適・否	平24条例95第25条第3項 〈平11厚令37第24条第3項〉 平11老企25第3の1の3 (13)の③	・訪問介護計画書
	(4) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	適・否	平11老企25第3の1の3 (13)の⑥	・訪問介護計画の提供記録

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
	(5) サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しているか。	適・否	平24条例95第25条第4項 〈平11厚令37第24条第4項〉	・ 訪問介護計画書
	(6) サービス提供責任者は、訪問介護計画作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行っているか。	適・否	平24条例95第25条第5項 〈平11厚令37第24条第5項〉	・ 訪問介護計画書
	(7) サービス提供責任者は、訪問介護計画の変更を行う際も(1)から(4)に準じて取り扱っているか。	適・否	平24条例95第25条第6項 〈平11厚令37第24条第6項〉	
18 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはいないか。	適・否	平24条例95第26条 〈平11厚令37第25条〉	・ サービス利用票 ・ 訪問介護計画書 ・ 訪問介護の記録
19 利用者に関する市町村への通知	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否 該当なし	平24条例95第27条 〈平11厚令37第26条〉	・ 市町村に送付した通知に係る記録
20 緊急時等の対応	訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ・ 緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。	適・否 適・否	平24条例95第28条 〈平11厚令37第27条〉	・ 運営規程 ・ 利用者に関する記録 ・ 訪問介護の記録
21 管理者及びサービス提供責任者の責務	(1) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。	適・否	平24条例95第29条第1項 〈平11厚令37第28条第1項〉	・ 組織図・組織規程 ・ 運営規程 ・ 職務分担表
	(2) 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否	平24条例95第29条第2項 〈平11厚令37第28条第2項〉	・ 業務報告書・業務日誌等

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(3) サービス提供責任者は、省令第24条「訪問介護計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をする ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する ③ 居宅介護支援事業者等の関係者に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態、生活の状況に係る必要な情報の提供を行う ④ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図る ⑤ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達する ⑥ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握する ⑦ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する ⑧ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施する ⑨ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する</p> <p>(複数のサービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、指定訪問介護事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも一人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行う必要はない。)</p> <p>・ サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことにかんがみ、その業務を画一的にとらえるのではなく、訪問介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の習得及び能力の向上に努めているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第29条第3項 <平11厚令37第28条第3項> 平24道規則第6条 平11老企25第3の1の3 (16)</p> <p>平24条例95第30条 <平11厚令37第29条></p> <p>平11老企25第3の1の3 (18)②</p> <p>平24条例95第31条 <平11厚令37第29条の2> 平11老企25第3の1の3 (19)</p>	<p>・ 組織図・組織規程 ・ 辞令等・業務日誌等 ・ 運営規程 ・ 訪問介護計画書 ・ サービス利用票</p> <p>・ 運営規程 ・ 指定申請及び変更届(写)</p> <p>・ 訪問介護計画書 ・ 訪問介護の記録 ・ 運営規定 ・ 使用しているパンフレット等</p>
22 運営規程	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ その他運営に関する重要事項</p> <p>・ ①～⑦の内容は適正か。 ・ 「利用料」としては、法定代理受領サービスに係る利用料(1割負担。ただし、平成27年8月1日からは1割負担又は2割負担)及び法定代理受領サービスでない指定訪問介護の利用料を記入すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第30条 <平11厚令37第29条></p> <p>平11老企25第3の1の3 (18)②</p>	<p>・ 運営規程 ・ 指定申請及び変更届(写)</p>
23 介護等の総合的な提供	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがないか。</p> <p>例えば、通院等のための乗車又は降車の介助を行う指定訪問介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>平24条例95第31条 <平11厚令37第29条の2> 平11老企25第3の1の3 (19)</p>	<p>・ 訪問介護計画書 ・ 訪問介護の記録 ・ 運営規定 ・ 使用しているパンフレット等</p>

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の従業者が常時10名以上の場合、就業規則を定め、届け出ているか。 <p>(参考) ◎ 労基法第89条 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等 ② 賃金の決定、計算及び支払方法、昇給等 ③ 退職に関する事項 退職手当の定めをする場合に、それに関する事項 ④ 臨時の賃金及び最低賃金額の定めをする場合に、それに関する事項 ⑤ 労働者に負担をさせる定めをする場合に、それに関する事項 ⑥ 安全及び衛生に関する定めをする場合に、それに関する事項 ⑦ 職業訓練に関する定めをする場合に、それに関する事項 ⑧ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合に、それに関する事項 ⑨ 表彰及び制裁の定めをする場合に、それに関する事項 ⑩ 当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合に、それに関する事項 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第32条第1項 <平11厚令37第30条第1項></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則 ・ 運営規程 ・ 雇用契約書 ・ 勤務表 ・ 勤務時間が確認できる書類 ・ 賃金台帳
	<p>(2) 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>平11老企25第3の一の3 (20)の①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務表
	<p>(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等によってサービスの提供が行われているか。 <p>(なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはならないこと。)</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第32条第2項 <平11厚令37第30条第2項> 平11老企25第3の一の3 (20)の②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用契約書
	<p>(4) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>平24条例95第32条第3項 <平11厚令37第30条第3項> 平11老企25第3の一の3 (20)の③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務表 ・ 研修受講修了証明書

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
25 衛生管理等	(1) 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 <ul style="list-style-type: none"> 健康診断の実施状況（年1or2回） 衛生マニュアル、健康マニュアル類の策定状況等 	適・否	平24条例95第33条第1項 〈平11厚令37第31条第1項〉 平11老企25第3の一の3 (21)	・健康診断の記録 ・衛生マニュアル等
	(2) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 <ul style="list-style-type: none"> 設備及び備品についてどのようにして衛生的な管理に努めているか（設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態）。 	適・否	平24条例95第33条第2項 〈平11厚令37第31条第2項〉	
26 掲示	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 <ul style="list-style-type: none"> 記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 掲示事項の内容、実際行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。 	適・否	平24条例95第34条 〈平11厚令37第32条〉	・掲示物
27 秘密保持等	(1) 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 <ul style="list-style-type: none"> 秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。 	適・否	平24条例95第35条第1項 〈平11厚令37第33条第1項〉	・就業時の取り決め等の記録
	(2) 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第35条第2項 〈平11厚令37第33条第2項〉	
	(3) 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 <ul style="list-style-type: none"> 利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 	適・否 適・否 適・否	平24条例95第35条第3項 〈平11厚令37第33条第3項〉	・利用者の同意書 ・実際に使用された文書等（会議資料等）

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
28 広告	<p>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>・ 広告の内容が事業の概要や運営規程と異なる点はないか。</p>	適・否	平24条例95第36条 〈平11厚令37第34条〉	・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告
29 不当な働きかけの禁止	<p>指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要の無いサービスを位置づけるよう求めることその他不当な働きかけを行ってはならない。</p>	適・否	平24条例95第36条の2 〈平11厚令37第34条の2〉 平11老企25第3の一の3 (23)	
30 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	適・否	平24条例95第37条 〈平11厚令37第35条〉	
31 苦情処理	<p>(1) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。</p>	適・否	平24条例95第38条第1項 〈平11厚令37第36条第1項〉 平11老企25第3の一の3 (25)の①	・運営規程 ・重要事項説明書 ・掲示物 ・指定申請書の写 ・苦情に関する記録
	<p>(2) 指定訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	適・否	平24条例95第38条第2項 〈平11厚令37第36条第2項〉	・苦情に関する記録
	<p>(3) 指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	適・否	平11老企25第3の一の3 (25)の②	
	<p>(4) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	適・否 該当なし	平24条例95第38条第3項 〈平11厚令37第36条第3項〉	・指導等に関する記録
	<p>(5) 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	適・否 該当なし	平24条例95第38条第4項 〈平11厚令37第36条第4項〉	
	<p>(6) 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	適・否 該当なし	平24条例95第38条第5項 〈平11厚令37第36条第5項〉	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	(7) 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否 該当なし	平24条例95第38条第6項 〈平11厚令37第36条第6項〉	
32 地域との連携	指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否	平24条例95第39条 〈平11厚令37第36条の2〉	・苦情に関する記録
33 事故発生時の対応	(1) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	平24条例95第40条第1項 〈平11厚令37第37条第1項〉	・連絡マニュアル類 ・事故に関する記録
	(2) 指定訪問介護事業者は、(1)の事故が利用者の死亡事故その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告をしているか。 ※ 重大な事故とは、利用者の死亡事故、虐待（不適切処遇（疑）含む）、失踪・行方不明（捜索願を出したもの）、火災事故、不法行為等をいい、サービス提供中の事故については、送迎・通院等を含み、事業者の過失の有無を問わない。	適・否	平24条例95第40条第2項 平25施運第1189号	
	(3) 指定訪問介護事業者は、(1)及び(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否	平24条例95第40条第3項 〈平11厚令37第37条第2項〉	
	(4) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否	平24条例95第40条第4項 〈平11厚令37第37条第3項〉	
	(5) 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	平11老企25第3の一の3 (27)の③	
34 会計の区分	(1) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	平24条例95第41条 〈平11厚令37第38条〉	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
35 記録の整備	(1) 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	平24条例95第42条第1項 〈平11厚令37第39条第1項〉	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・設備台帳 ・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・訪問介護計画書 ・サービス記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録
	(2) 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（利用者へのサービス提供が終了した日）から2年間保存しているか。 ① 訪問介護計画書 ② 条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録 ④ 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 条例第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 （条例第27条に規定する市町村へ通知する場合：利用者が正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。）	適・否	平24条例95第42条第2項 〈平11厚令37第39条第2項〉	

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
第5 共生型居宅サービスに関する基準	共生型訪問介護の事業を行う指定居宅介護事業所等が満たすべき基準は、次のとおりであること。 ※指定居宅介護事業所等：指定居宅介護事業所、重度訪問介護事業所	該当なし	平24条例95第42条の2 〈平11厚令37第39条の2〉	
1 従業者等	(1) 従業者（ホームヘルパー） 共生型訪問介護を行う指定居宅介護事業所等の従業員の員数が、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）を含めて当該障害福祉サービス事業所の利用者の数とした場合に、当該障害福祉サービス事業所として必要とされる数以上であること。	適・否	平25道規則27第6条の2(1) 平11老企25第3の一の4(1) ①	
	(2) サービス提供責任者 共生型訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、共生型訪問介護を行う指定居宅介護事業所等の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40又はその端数を増すごとに1人以上とする。 この場合において、サービス提供責任者の資格要件については、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たすものとする。 なお、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない、	適・否	平11老企25第3の一の4(1) ②	
	(3) 管理者 指定訪問介護の場合と同趣旨であるため、第2の3を参照されたい。 なお、共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えない。	適・否	平11老企25第3の一の4(1) ③	

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
2 設備に関する基準	指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。 ※指定居宅介護事業所等：指定居宅介護事業所、重度訪問介護事業所	適・否	平11老企25第3の一の4(2)	
3 運営等に関する基準	第4「運営に関する基準」を準用	適・否	平24条例95第42条の3 〈平11厚令37第39条の3〉	
	共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	適・否	平25道規則27第6条の2(2)	